地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
13-②	小規模多機能型居宅介護に係る「従うべき基準」の見直し (代表者の要件の緩和)	1~2
13-①	小規模多機能型居宅介護に係る「従うべき基準」の見直し (従業者の員数の緩和)	3~5
15	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県 から中核市への移譲	6~13
16-①	介護支援専門員の登録に関する見直し (介護支援専門員の登録削除における都道府県知事の裁量権の付与)	14~15
16-2	介護支援専門員の登録に関する見直し (介護支援専門員の登録削除後の欠格期間の緩和)	16 ~ 17
27	駐車場出入口設置に係る規制緩和	18~26
50	教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明 確化	27 ~ 29
1-①	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し (職員配置基準の見直し)	30 ~ 36
1-2	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し (居室面積基準の見直し)	37 ~ 42
1-4	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し (一時預かり事業の保育従事者の配置に関する見直し)	43 ~ 45
5	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施要件緩和	46~51

厚生労働省 第2次回答

管理番号

99

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。

提案団体

鳥取県、中国地方知事会、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。

具体的な支障事例

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号)第 65 条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) において、「指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従事者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を終了しているものでなければならない。」と規定されており、運営法人の代表者の要件が限定されているが、該当する研修等の開催回数が少ない場合も有り、経験に係る要件を満たすことができない者の新規参入を妨げる一因となっている。また、代表者交代等による事業の継承時においても、当該要件を満たす者が準備できるまでの時間を要し、「事業者の代表者」の変更手続が行えないなど、スムーズな事業継承を妨げている。

当該要件は「従うべき基準」であるため、市町村等で定める事業運営基準条例等において、地域の実情を反映した独自の基準をもとに運営することができない状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

基準の緩和又は、参酌すべき基準とすることで、各市町村等の実情に応じて事業者の代表者となるための要件を定めることが可能となり、事業者の新規参入の促進及び円滑な業務の継承を図ることができる。

指定権者において、新規指定や変更手続に係る事務を保留することなく、速やかに行うことが可能となる。 (例)

- ①研修終了時期に経過措置期間(指定から6月後までに研修修了を可能とするなど)を設けることで、新規に事業を開始する際の時期が制限されることがなくなる。
- ②事業者の代表者が交代する場合、急遽、事業継承が必要となる場合など、研修終了要件を満たすまで事業継承を保留せざるを得ないが、経過措置期間を設けることで、事業継承が即時に行うことが可能となる。
- ※経過措置期間を設ける場合であっても、サービスの質を確保する観点から、研修受講は要件とし、県内で実施する直近の研修受講を担保するための措置を行うこととする。(確約書等の徴収など)

根拠法令等

指定地域密着型サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準第65条

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第46条

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

酒田市

○代表者交代による手続の遅滞が見られるので、緩和が必要と考えます。

各府省からの第1次回答

〇御指摘のように代表交代時の手続に支障が出ている事例があることは認識しており、現在、社会保障審議会介護給付費分科会で小規模多機能型居宅介護サービスの人員基準・報酬を議論いただいているところであることから、今回の事例への対応についても、あわせて議論いただきたいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

〇小規模多機能型居宅介護サービスをはじめとする地域密着型サービスの普及を進めるため、基準緩和により、支障となる事例を解消していただきたい。

〇また、社会保障審議会介護給付費分科会で前向きな議論が行われ、提案が実現されるようお願いする。なお、検討に向けた今後のスケジュール等についてお示しいただくとともに、検討状況についても随時情報提供いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇小規模多機能型居宅介護の代表者の資格要件となっている研修については、都道府県における研修の開催の状況等を踏まえ、次回の研修を受講する旨の確約書の提出等により、研修を修了することが確実に見込まれる場合は、猶予措置の期間を設ける等、要件を緩和するべきではないか。

〇社会保障審議会介護給付費分科会に諮るとのことだが、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。

各府省からの第2次回答

小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)の緩和については、社会保障審議会介護給付費分科会において議論いただくことにしており、平成29年度中に結論を得ることとしたい。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 14 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準の緩和

提案団体

狛江市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準を緩和する。

具体的な支障事例

当市にある小規模多機能型居宅介護事業所において、事業開始当初より職員を募集しているが、1年以上経った現在でも職員が足りないため、事業所が開始当初に想定していた体制で事業を行うことができず、事業の実施に支障をきたしている。

また、現行の基準では採算性が良くないこともあり、利用したいという人のニーズに応えられないケースもある。 当市としては、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる仕組みの充実に向けて小規模多機能型居宅介 護事業所の整備を進めていきたいが、介護人材の不足等によって、サービスを必要とする人へのサービス提供 がなかなか進まない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

基準の緩和により、事業所において介護人材の不足を解消することができるとともに、事業所の経営も安定するため、小規模多機能型居宅介護事業所の整備が進む。

根拠法令等

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、北九州市

〇当市においても、小規模多機能型居宅介護事業所にて基準以上の職員を採用できなかったため、開所時は 利用定員人数を少なくして運営を開始した事例がある。

〇小規模多機能型居宅介護事業所の開設に当たり、職員の不足により事業の実施に支障をきたしているとの話は聞いていないが、小規模多機能型居宅介護の通いサービスに係る介護従業者の人員配置基準は、同様のサービスを行なう通所介護に比べ、配置人数が多いことから、サービスの質の確保を前提に人員基準の緩和が行われれば、介護人材の不足の解消や小規模多機能型居宅介護の整備促進などの効果も期待できるものと考える。

各府省からの第1次回答

〇小規模多機能型居宅介護の利用者としては中重度者かつ認知症の方が中心であり、日中通いサービスにおいて、適切なケアをするために必要な人員基準として、認知症対応型共同生活介護を参考に、利用者3人に対して1名の従業者としている。

〇このため、人員基準の緩和は、サービスの質の低下につながる懸念があるため、適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

〇当市の小規模多機能型居宅介護事業所においては、軽度者の利用が中心となっている。制度趣旨として、中重度者の在宅移行を促すために包括的な支援を実施するという趣旨は理解するが、実際は軽度者(要介護1・2)で通所・訪問の利用が多い利用者が、上限額を超過する可能性があるためにケアマネから紹介されているケースが多い。厚生労働省における小規模多機能型居宅介護の利用者における制度創設時の平均要介護度は3.5 程度を想定していたが、現状では全国ベースの利用者の平均要介護度は2.5 程度であり、また、市内の小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の平均要介護度は、平成29年7月28日時点で2.4である。〇サービスの質の低下については、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスで配置されている職員が訪問に従事していない時間に対応可能であること、各利用者の利用回数が多く、従業員が各利用者の特性をより理解していることから、人員基準の緩和によりサービスの質の低下につながらないものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

利用者への影響等に配慮しつつ、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 小規模多機能型居宅介護は、そもそも様々な状態の要介護者及び要支援者を対象に、かつ通いを中心として多様なサービスを組み合わせたものであり、認知症の方を対象にかつグループホームに限定した認知症対応型共同生活介護とそもそも同一に論じることは適当ではないのではないか。
- また、制度創設時の想定とも実状が異なったものとなっている以上、見直しすべきではないか。
- 狛江市が対象として考えている要介護度の如何に関わらず、全体として一定数の小規模多機能型居宅介護の事業所において、職員の不足や、採算性の課題を抱えている状況を踏まえ、小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準を緩和すべきではないか。
- 〇 ヒアリングの場において、「中重度者の利用が促されるような仕組みの構築を進めていることから、基準の緩和は難しい。総合事業等の枠組み等の中で工夫すれば、支障が解決できるのではないか。」との説明があったが、自治体や事業者の過度の負担なく支障事例を解決する具体的な方法を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

小規模多機能型居宅介護は、中重度者や認知症の方を支えるサービスであり、利用者の様態や希望に応じて、通いを中心に宿泊・訪問のサービスを組み合わせて、自宅で継続して生活するために必要な支援が行われている。また、小規模多機能型居宅介護の基準・報酬については、サービス提供量を増やす観点や機能強化・効率化を図る観点から、平成 30 年度介護報酬改定に向けて社会保障審議会介護給付費分科会で議論いただいているところである。

小規模多機能型居宅介護の人員基準は、こうした観点やサービス趣旨を踏まえて設定しており、御指摘のよう

に利用者の要介護度だけをもって、人員基準を判断するべきものではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 175 提案区分 A 権限移譲 提案分野 医療·福祉

提案事項(事項名)

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

業務管理体制の整備に関する事項の届出先は県(地域密着型は市町村)とされ、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業所の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合は、その時点で山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。

特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から経緯を聴取することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。

【支障事例】

当県において、不正請求等による指定取消処分に相当する可能性がある事案が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴聞と県による検査の日程を合わせるなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。

また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関与があったと認められた場合、連座制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への聴聞等が行われ、その結果によって処分する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

指定権限と指導・監督権限の一元化(中核市)により、迅速かつ適確な対応が可能となることで、サービスの質の向上や事務の簡素化、行政の効率化につながる。

根拠法令等

介護保険法§115の32、§115の33、§115の34

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、青森市、大阪府、鹿児島市

〇審査においては、外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が明文化されておらず、事業ごとの指摘事項から基準を推測するしかない状況にある。そのため、事前に基準を考慮した事業構築が困難な状況となり、審査過程における指摘事項で何度も修正が必要となるなど、事務負担が増加するとともに、計画的な事業推進の妨げとなっている。

また、申請手続きについても明確な理由なく承認期限が何度も延長されるにもかかわらず、地方からの申請期限は厳守を要求されるなど、円滑な事務執行上過度な負担となっている。

〇中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事案が発生し、都道府県に対して業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。

迅速、適確な対応のため、業務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。 〇介護サービス事業者への指導等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。

○本市においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、 事務の簡素化・効率化が図れると考える。

各府省からの第1次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。

・ 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項

また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

〇業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を中核市に移譲した場合、中核市が行う処分等に係る県との 調整が不要になることによる事務の効率化や事業者に対する指導の一元化など、中核市が処理できるものに ついては、できるだけ中核市に移譲することにより、地域の自主性及び自立性を高め、二重行政の解消が図ら れるメリットがあると考える。

〇なお、本事務の移譲により、中核市において業務管理体制の整備届の審査事務等が発生するが、現行制度においても、同一市内でのみ地域密着型サービスを提供している事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を行っていることから、権限移譲による混乱は想定し難く、中核市へ本事務の移譲がなされても問題ないと考える。

〇また、地方自治法上の事務処理特例制度による権限移譲の手法では、複数の中核市を抱える都道府県においては同一都道府県内の中核市間で取扱いに差異が生じることが考えられること、都道府県と中核市間の合意 形成に時間がかかるおそれがあること、体制的に事務の受入れが可能であれば、あえて事務処理特例により 都道府県ごとに異なる取扱いをとる必要はないと思われることから、法改正による全国一律の対応を図るべきと 考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである。

【全国市長会】

手挙げ方式も含めた検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

各省ヒアリングにおいて、各中核市において適切に業務を実施できるのであれば移譲する方向で対応するという旨の説明をいただいたが、今回、中核市から移譲について一定数の賛同意見を得られれば、中核市へ権限

を移譲する方向で対応いただけると理解してよいか。

各府省からの第2次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭 22 法 67)252 条の 17 の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。

厚生労働省 第2次回答

管理	播号	154	提案区分	A 権限移譲		提案分野	医療・福祉
提案事項(事項名)							
:	介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市へ移譲						
提案団体							
=	金沢市						

求める措置の具体的内容

制度の所管・関係府省 厚生労働省

全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市に移譲する。

具体的な支障事例

中核市では、介護サービス事業者の指定・取消に係る権限を有してお、また介護サービス事業者への実施指導及び、地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者で、指定に係る全ての事業所が1つの市町村の区域に所在するものに係る業務管理体制の監督を実施しており、一定のノウハウもあるが、全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合(地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者を除く)の業務管理体制の監督権限については、都道府県が有していることから、市内の介護サービス事業者の包括的な管理ができていない状況にある。

※現在、政令指定都市は全ての事業所が1つの区域に所在する場合の業務管理体制の監督権限を有している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

中核市においても、権限が移譲されることにより、一体的な管理体制の構築と事業者にとっての事務の軽減が 図られることが期待されるとともに、迅速かつ適確な事業者への対応が可能となり、介護サービスの質の確保を 図ることができると考えられる。

根拠法令等

介護保険法第 115 条の 32、第 115 条の 33、第 115 条の 34

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、姫路市、鹿児島市

〇すべての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の権限移譲については、支障がないと考えます。 【理由】

- ・本市は、既に県条例で権限移譲されており、当該業務について、実地指導や監査時において一体的に状況確認をしている。
- ・特に、処分を検討している事業所の法人に対して、組織的な関与等の確認が同じ担当でできるので、迅速に調査や判断ができた。

〇中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事案が発生し、都道府県に対して業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。

迅速、適確な対応のため、業務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。 〇介護サービス事業者への指導等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。

○本市においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、 事務の簡素化・効率化が図れると考える。

各府省からの第1次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成 30 年中に周知する。

・ 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項

また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

介護サービス事業者の指定・取消権限と指導・業務管理体制監督権限が一体的に付与されることにより、不適切事例に対する迅速かつ的確な対応が可能となるものと考えており、指定・取消権限と同様に、法改正により業務管理体制監督権限が移譲されることが望ましいと思われます。

また、中核市においては、介護サービス事業者の指定・取消業務を行うための体制が整っていることから、業務管理体制監督権限の移譲を受けた場合においても、適切に対応することが可能な状況にあると考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである。

【全国市長会】

手挙げ方式も含めた検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

各省ヒアリングにおいて、各中核市において適切に業務を実施できるのであれば移譲する方向で対応するという旨の説明をいただいたが、今回、中核市から移譲について一定数の賛同意見を得られれば、中核市へ権限を移譲する方向で対応いただけると理解してよいか。

各府省からの第2次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭 22 法 67)252 条の 17 の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 49 提案区分 A 権限移譲 提案分野 医療·福祉

提案事項(事項名)

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

業務管理体制の整備に関する事項の届出先は都道府県(地域密着型は市町村)とされており、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業所の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改めることを求める。

具体的な支障事例

【現状】

中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合は、その時点で山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。

特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から経緯を聴取することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。

【支障事例】

当県において、不正請求等による指定取消処分に相当する可能性がある事案が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴聞と県による検査の日程を合わせるなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。

また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関与があったと認められた場合、連座制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への聴聞等が行われ、その結果によって処分する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

指定権限と指導・監督権限の一元化(中核市)により、迅速かつ適確な対応が可能となることで、サービスの質の向上や事務の簡素化、行政の効率化につながる。

根拠法令等

介護保険法§115の32、§115の33、§115の34

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、青森市、大阪府、鹿児島市

〇中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事案が発生し、都道府県に対して業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。

迅速、適確な対応のため、業務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。 〇介護サービス事業者への指導等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。

○本市においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、 事務の簡素化・効率化が図れると考える。

各府省からの第1次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。

・ 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項

また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

〇業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を中核市に移譲した場合、中核市が行う処分等に係る県との 調整が不要になることによる事務の効率化や事業者に対する指導の一元化など、中核市が処理できるものに ついては、できるだけ中核市に移譲することにより、地域の自主性及び自立性を高め、二重行政の解消が図ら れるメリットがあると考える。

〇なお、本事務の移譲により、中核市において業務管理体制の整備届の審査事務等が発生するが、現行制度においても、同一市内でのみ地域密着型サービスを提供している事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を行っていることから、権限移譲による混乱は想定し難く、中核市へ本事務の移譲がなされても問題ないと考える。

〇また、地方自治法上の事務処理特例制度による権限移譲の手法では、複数の中核市を抱える都道府県においては同一都道府県内の中核市間で取扱いに差異が生じることが考えられること、都道府県と中核市間の合意形成に時間がかかるおそれがあること、体制的に事務の受入れが可能であれば、あえて事務処理特例により都道府県ごとに異なる取扱いをとる必要はないと思われることから、法改正による全国一律の対応を図るべきと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである。

【全国市長会】

手挙げ方式も含めた検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

各省ヒアリングにおいて、各中核市において適切に業務を実施できるのであれば移譲する方向で対応するという旨の説明をいただいたが、今回、中核市から移譲について一定数の賛同意見を得られれば、中核市へ権限を移譲する方向で対応いただけると理解してよいか。

各府省からの第2次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭 22 法 67)252 条の 17 の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、

地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。

厚生労働省 第2次回答

管理番号

79

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

介護支援専門員の登録消除における都道府県知事の裁量権の付与

提案団体

宮城県、山形県、広島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法第 69 条の 39 第 3 項第 3 号による介護支援専門員の登録消除における都道府県知事の裁量権の付与(「消除しなければならない」→「消除することができる」又は同法第 69 条の 39 第 3 項第 3 号の規定を第 69 条の 39 第 2 項に移す)

具体的な支障事例

本県において近年,介護保険法第69条の39第3号の規定により介護支援専門員の登録消除が3件発生したが,いずれも更新手続きを失念し,介護支援専門員証が失効した状態で業務を行ってしまったことによるものである。

現在の規定では、酌量の余地なく消除するという非常に厳しい処分となっているが、介護支援専門員は、利用者個人との信頼関係のもと、生活状況や身体状況を把握しケアプランを作成する専門職であるため、消除となると事業者及び利用者の負担が大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

介護支援専門員の登録消除という重い処分に当たって、個別の事情などを踏まえたうえでの判断が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第69条の39第3項第3号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、神奈川県、大阪府

- 同様の支障事例は本県でも発生しうる。発生した場合、介護支援専門員の過失の程度に対して処分の程度が著しく重く、均衡のとれた対応に苦慮すると思料。
- 〇登録消徐に関する法規定を認識していなかったことは介護支援専門員として明らかに自覚不足ではあるが、 失効から1ヶ月以内に施設を通して申し出があったケースもあり、一律に消除とするには事業者及び利用者へ の負担が大きい。

各府省からの第1次回答

- 〇介護支援専門員は、利用者の心身の状況を勘案して利用するサービスの内容等を定めたケアプランを作成するが、ケアプランの内容が不適切な場合、利用者の心身の状況に合わないサービスが提供され、その状況が悪化するおそれがある。そのため、現行制度においては、定期的に必要な知識・技術を身につける研修の受講を義務付ける資格の更新制を導入しており、本条は更新研修の設定を担保するもの。
- 〇今回の提案は、更新研修の未受講や更新手続きの失念、また、更新研修を受講しない介護支援専門員によるケアプランの作成、利用者へのサービス提供を助長しうるものである。
- 〇ご指摘のような事態が生じないよう、更新研修の受講及び更新手続きの案内等の徹底をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

〇介護支援専門員に定期的に必要な知識・技術を身につける研修の受講を義務付ける,資格更新制の意義, 重要性は理解しているが, 本条を「登録を消除することができる」とする場合には, 適用対象を, 研修を修了したにもかかわらず手続きを失念していた場合などに限定することにより, 「更新研修の設定」を十分担保できると考える。また, 同じく登録の消除を定めた第2項においても, 介護支援専門員の義務(名義貸し禁止, 信用失墜行為禁止, 秘密保持等)の遵守については, 「登録を消除することができる」規定により担保されている。

〇本条が「登録を消除することができる」に改正され、都道府県知事に裁量権が付与されたとしても、消除の可能性は残されており、現行制度における介護支援専門員の義務等(名義貸し禁止、信用失墜行為禁止、秘密保持等)の遵守と同様の抑止効果が確保されるものと認識している。このことから、本提案によって「更新研修の未受講や更新手続きの失念、また更新研修を受講しない介護支援専門員によるケアプランの作成、利用者へのサービス提供を助長する」ことにはならないと考える。

〇提案と平行して、本県では証の更新忘れ防止のため、①年度当初の介護保険事業所への研修受講案内通知、②更新研修の講義の中での周知徹底、③複雑な研修体系の中各自が受講履歴を管理できるよう、研修受講者等に「研修受講履歴等管理票(本県独自様式)」を配付し活用を推奨するなどしている。それにもかかわらず更新手続き忘れを完全に防止できないのが現状であるが、今後も、更新研修の受講及び更新手続きの案内等の徹底を図ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 既に地方公共団体においても、更新研修の受講や更新手続きの案内等を定期的に実施し、更新の失念等 を防止するよう努めているが、完全に防止することは難しい。

そのような状況の中、現行では、更新研修を修了したにもかかわらず、業務多忙等により更新手続きを失念して しまった場合についても、酌量の余地なく登録消除されるが、個別事情を考慮せず、全て悪質な事例と同列に扱 うのは適当でないのではないか。

- 更新研修の設定を担保するため、例えば、更新研修の修了状況をもって更新の意思の有無を判断し、研修修了後に更新手続きのみ失念していた場合は、一定の猶予期間を設け、その期間中に手続きを行えば専門員証を更新することができるようにするなどの対応は可能ではないか。
- 〇 以上のような柔軟な対応が可能となるための法令改正を行なうべきでないか。原則義務規定としつつ、一部の要件(軽微な過失により更新手続を懈怠したと認められるとき等)については、消除しないことができる等の規定とすることは可能ではないか。

各府省からの第2次回答

介護支援専門員の登録消除における都道府県知事の裁量権の付与については、各都道府県に対する実態調査を行った上で検討する。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 80 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和

提案団体

宮城県、山形県、広島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法第 69 条の 2 第 1 項第 6 号及び第 7 号による介護支援専門員の登録の欠格期間を(社会福祉士の欠格期間と同様に 5 年→2 年に)緩和する。

具体的な支障事例

処分後の欠格期間が 5 年と、社会福祉士等の欠格期間 2 年と比較して長期であり、処分対象者が復職するためのハードルが高くなっている。

介護支援専門員が勤務する居宅介護支援事業所等は小規模事業所が多いため、欠格期間が長期であると処分対象者の雇用維持が困難となる。また、事業者及び利用者にとっても、新たな人材を確保し信頼関係を再構築するのは大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

介護支援専門員の復職の可能性を広げることで、事業者の人材の確保につながる。

根拠法令等

介護保険法第69条の2第1項第6号・7号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、川崎市

〇介護支援専門員の欠格期間を他資格に比べて長期とする合理的理由がなく、実質的な復職の機会を過度に制限することは、本人及び介護サービス利用者の利益を損なうことになる。

各府省からの第1次回答

〇介護保険制度では、要介護者等に対して、その心身の状況や置かれた環境等に即しつつ、心身の状態や個々の課題(ニーズ)等を十分把握した上でケアプランが作成され、それに基づき適切な介護サービスが提供されるようにするケアマネジメントの仕組みが導入されており、そのケアマネジメント業務において中心的役割を果たす介護支援専門員は、介護保険制度上、極めて重要な役割を担っている。

〇また、介護支援専門員は、要介護者等に身近に接するとともに、介護保険サービスの調整や給付管理、他の サービス事業所の請求事務にも関わっていることから、不正請求等の不正行為を起こさないよう、高い倫理観 並びに法令遵守が特に求められる。

〇そのため、介護支援専門員の資格取得にあたっては、社会福祉士や介護福祉士等の法定資格に基づく業務等に通算して5年以上従事することを試験の受験要件としており、また、不正行為等により登録が消除された後の欠格期間を社会福祉士や介護福祉士等の欠格期間より長く設定している。

〇このような仕組みが、介護支援専門員や介護保険制度全体に対する信頼感の維持に寄与しているところであり、今回の提案のように、介護支援専門員の欠格期間を短縮することは、介護支援専門員による不正行為を抑止する効果や介護支援専門員等に対する信頼感の低下につながるものであり、慎重な検討が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

〇ケアマネジメント業務において中心的役割を果たす介護支援専門員は,介護保険制度上,極めて重要な役割を担っており,高い倫理観並びに法令遵守が求められる。

〇そのため、登録消除処分を受けた場合に一定の欠格期間を設けることは、不正行為の抑止効果や、信頼感の維持に必要なことと認識しているが、5年間という欠格期間は、国家資格である社会福祉士や介護福祉士の2年間と比べ非常に厳しいものとなっている。

〇国家資格である社会福祉士や介護福祉士の倫理観の保持や法令遵守等不正行為の抑止が 2 年間の欠格期間で担保できるのであれば、公的資格に属する介護支援専門員についても十分担保できるものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇 介護支援専門員が介護保険制度上、極めて重要な役割を担っていることは理解できるものの、介護人材が不足している現状において、社会福祉士等、他の資格の欠格期間(2年)に比して5年としているのは、過度に長いのではないか。

例えば、運転免許のように、個別事情によって欠格期間の短縮を行うことができるようにするなどの対応を検討する余地はあるのではないか。

(参考)

「運転免許の効力の停止等の処分量定基準の改正について(平成 25 年 11 月 13 日付警察庁丙運発第 40 号)」において、運転免許の取り消し等処分を受けた者に、「運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるとき」については、都道府県において、欠格期間の短縮等、処分を軽減することができるとされている。

各府省からの第2次回答

介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和については、各都道府県に対する実態調査を行った上で検討する。

警察庁 第2次回答

管理番号

10

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

警察庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

駐車場法施行令第7条に規定されている駐車場出入口設置に係る基準について、第2項に規定されている適 用除外の項目を拡大すること。

具体的な支障事例

駐車場の駐車面積が500 m以上である路外駐車場においては、駐車場法施行令第7条第1項により、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」などについて出入口の設置が制限されている。

長崎市においては、市内中心部の商業地などにおいて、路面電車の停留場の間隔が狭く、また、路面電車停留場については、安全地帯と定義されていることから、軌道に面した多くの区域が、駐車場出入口を設けることができない区域となっている。

長崎市中心部の思案橋電停付近において、建設当時は適法で整備されたが、電停の延長が行われた結果、 現在、既存不適格建築物(駐車場として使用中)となっている路外駐車場がある。

当該駐車場においては、変更届けが必要な改良(駐車台数の変更等)又は再度路外駐車場として建替等が発生した場合、出入口に関する技術的基準の要件を満たさない。

本市の路面電車の停留所においては、道路の中央に設置しているものの、車両の進入を防ぐ防護柵等が設置されており、駐車場出入口が近辺にあったとしても、交通安全及び交通の円滑化については、確保できるものと考えている。

また、駐車場出入口を路面電車の停留所(安全地帯)の左側に設置する場合は、反対車線からの右折入庫ができず、入出庫は左折のみとなり、道路交通への影響は少ないと考えられる。

今後、建築物の更新を計画する時点で、路面電車の停留所が支障となり、駐車場法の技術的基準を満たす箇所がなく、駐車場の設置や計画自体が困難となるケースが想定される。

それぞれの地域の事情に柔軟に対応ができるよう、道路管理者及び交通管理者の意見を伺ったうえで、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」についても、駐車場法施行令第7条第2項の適用除外の対象となるよう制度の緩和が必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

中心市街地での商業施設等の建築物の更新の際に、自敷地での駐車場確保が容易となることで、魅力ある商業施設等の建築が可能となり、地域の活性化に資する。

また、パーク&ライド駐車場など、電停と駐車場を近接して設置することができ、道路交通の円滑化につなが

	る。
15.16	
根拟	业法令等 ·
	駐車場法施行令第7条第2項
追加	口共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

各府省からの第1次回答

提案事項である駐車場法施行令第7条(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)の出入口の設置規制の緩和については、平成28年度地方分権改革の提案において「まがりかどから5m以内」に関して提案いただいたところであり、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討する旨を閣議決定している。

閣議決定した対応方針は「まがりかどから5m以内」に限ったものではなく、今回の提案事項である「安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から10m以内の部分」の出入口の設置規制にも共通するものであると認識している。

したがって、「まがりかどから5m以内」における路外駐車場の出入口の設置規制の柔軟な対応の検討にあたっては、当該部分に限らず、今年度、提案をいただいた部分に関しても路外駐車場の出入口の設置規制について、道路の円滑かつ安全な交通を確保できる場合には柔軟な対応が可能となるよう検討を行う必要があると考えており、今後、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策について、具体的に検討を行う予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今後、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策について、国の方でどのように技術的な検証がなされ、検討を進めていくのか、具体的な考えをお示しいただきたい。

また、本市が考える路外駐車場の出入口設置基準の緩和については、駐車場法施行令第7条第2項の規定に基づき、道路の円滑かつ安全な交通を確保するため、次に掲げる項目において、道路管理者及び交通管理者との協議が調った場合を想定している。

- ① 路面電車の停留場は、防護柵等を設けることにより歩行者の安全性を確保すること。
- ② 道路の円滑かつ安全な交通の確保するため、路外駐車場の入出庫は左折のみであり、また、道路での駐車場入庫待ちが生じないようなスペースを十分に確保すること。
- ③ 周辺の道路交通量が著しく多く、交通安全上支障があると交通管理者が判断する場合、路外駐車場の出入口の適切な場所に交通誘導員を配置するなどの安全対策を講じること。

以上、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策については、これらの項目を具体的な事例ごとに道路管理者及び交通管理者との協議を調えることで緩和すべきものと考える。

各府省からの第	1次回答を踏まえた追加共同提案団体から	の見解
---------	---------------------	-----

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇まがりかどや電停付近であっても現場の状況に応じて、路外駐車場出入口の設置が可能となるよう設置規制 を緩和すべきではないか。(駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大等) 〇路外駐車場出入口の設置規制の緩和に当たっては、安全確保のための方策を一律に定めること等とはせずに、個々の道路状況等を踏まえた柔軟な対応を行えるような形にしていただきたい。

各府省からの第2次回答

駐車場法の出入口の設置規制について、当該規制が支障となった具体的な事例について、自治体に対しヒアリングを行ったところ。

今後、道路管理者及び交通管理者と、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策についてヒアリング結果を踏まえ検討する。

検討の結果、道路の円滑かつ安全な交通の確保が可能な場合には、柔軟な対応を行うために、どのような措置が可能か検討していきたい。

国土交通省 第2次回答

管理番号 10 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

警察庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

駐車場法施行令第7条に規定されている駐車場出入口設置に係る基準について、第2項に規定されている適 用除外の項目を拡大すること。

具体的な支障事例

駐車場の駐車面積が500 m以上である路外駐車場においては、駐車場法施行令第7条第1項により、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」などについて出入口の設置が制限されている。

長崎市においては、市内中心部の商業地などにおいて、路面電車の停留場の間隔が狭く、また、路面電車停留場については、安全地帯と定義されていることから、軌道に面した多くの区域が、駐車場出入口を設けることができない区域となっている。

長崎市中心部の思案橋電停付近において、建設当時は適法で整備されたが、電停の延長が行われた結果、 現在、既存不適格建築物(駐車場として使用中)となっている路外駐車場がある。

当該駐車場においては、変更届けが必要な改良(駐車台数の変更等)又は再度路外駐車場として建替等が発生した場合、出入口に関する技術的基準の要件を満たさない。

本市の路面電車の停留所においては、道路の中央に設置しているものの、車両の進入を防ぐ防護柵等が設置されており、駐車場出入口が近辺にあったとしても、交通安全及び交通の円滑化については、確保できるものと考えている。

また、駐車場出入口を路面電車の停留所(安全地帯)の左側に設置する場合は、反対車線からの右折入庫ができず、入出庫は左折のみとなり、道路交通への影響は少ないと考えられる。

今後、建築物の更新を計画する時点で、路面電車の停留所が支障となり、駐車場法の技術的基準を満たす箇所がなく、駐車場の設置や計画自体が困難となるケースが想定される。

それぞれの地域の事情に柔軟に対応ができるよう、道路管理者及び交通管理者の意見を伺ったうえで、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」についても、駐車場法施行令第7条第2項の適用除外の対象となるよう制度の緩和が必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

中心市街地での商業施設等の建築物の更新の際に、自敷地での駐車場確保が容易となることで、魅力ある商業施設等の建築が可能となり、地域の活性化に資する。

また、パーク&ライド駐車場など、電停と駐車場を近接して設置することができ、道路交通の円滑化につなが

る。			

根拠法令等

駐車場法施行令第7条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

l <u> </u>		

各府省からの第1次回答

提案事項である駐車場法施行令第7条(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)の出入口の設置規制の緩和については、平成28年度地方分権改革の提案において「まがりかどから5m以内」に関して提案いただいたところであり、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討する旨を閣議決定している。

閣議決定した対応方針は「まがりかどから5m以内」に限ったものではなく、今回の提案事項である「安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から10m以内の部分」の出入口の設置規制にも共通するものであると認識している。

したがって、「まがりかどから5m以内」における路外駐車場の出入口の設置規制の柔軟な対応の検討にあたっては、当該部分に限らず、今年度、提案をいただいた部分に関しても路外駐車場の出入口の設置規制について、道路の円滑かつ安全な交通を確保できる場合には柔軟な対応が可能となるよう検討を行う必要があると考えており、今後、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策について、具体的に検討を行う予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今後、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策について、国の方でどのように技術的な検証がなされ、検討を 進めていくのか、具体的な考えをお示しいただきたい。

また、本市が考える路外駐車場の出入口設置基準の緩和については、駐車場法施行令第7条第2項の規定に基づき、道路の円滑かつ安全な交通を確保するため、次に掲げる項目において、道路管理者及び交通管理者との協議が調った場合を想定している。

- ① 路面電車の停留場は、防護柵等を設けることにより歩行者の安全性を確保すること。
- ② 道路の円滑かつ安全な交通の確保するため、路外駐車場の入出庫は左折のみであり、また、道路での駐車場入庫待ちが生じないようなスペースを十分に確保すること。
- ③ 周辺の道路交通量が著しく多く、交通安全上支障があると交通管理者が判断する場合、路外駐車場の出入口の適切な場所に交通誘導員を配置するなどの安全対策を講じること。

以上、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策については、これらの項目を具体的な事例ごとに道路管理者及び交通管理者との協議を調えることで緩和すべきものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇まがりかどや電停付近であっても現場の状況に応じて、路外駐車場出入口の設置が可能となるよう設置規制 を緩和すべきではないか。(駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大等) 〇路外駐車場出入口の設置規制の緩和に当たっては、安全確保のための方策を一律に定めること等とはせずに、個々の道路状況等を踏まえた柔軟な対応を行えるような形にしていただきたい。

各府省からの第2次回答

駐車場法の出入口の設置規制について、当該規制が支障となった具体的な事例について、自治体に対しヒアリングを行ったところ。

今後、道路管理者及び交通管理者と、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策についてヒアリング結果を踏まえ検討する。

検討の結果、道路の円滑かつ安全な交通の確保が可能な場合には、柔軟な対応を行うために、どのような措置が可能か検討していきたい。